(復興庁)

## と おおおり は は は は は は は は は は は は は は は は は	関す
復興特区法第 42 条に基づく地域の課題の解決のための事業を行う株式会社要対する出資に係る所得控除の対象事業に、「再生可能エネルギー源を活用が規模なエネルギーの供給に関する事業」を加える。	まに した
要対する出資に係る所得控除の対象事業に、「再生可能エネルギー源を活用小規模なエネルギーの供給に関する事業」を加える。	注にした
望	
o o	
内	
容 平年度の減収見込額 ▲6.8 百万 (制度自体の減収額) ( — 百万)	
(1) 政策目的 新 カエダの担宅により、東日本大震災の被災地において再件可能エネル・	
は正後の規定により、東日本人展及の機及地において再生可能エネルー 	果題
図	
拡	
充 (8)	
マ   (2) 施策の必要性   現在、固定価格買取制度の開始も後押しとなり、再生可能エネルギーを	た汗
は 用した発電事業が盛んになっているが、メガソーラーのような広大な土地では 利用するもののみならず、地域単位の小規模な発電の動きも見られる。	
延 発電事業は、その規模に応じて発電設備容量を調整することができる:	もの
の、系統連系に要する費用や工事費、諸手続費がほぼ固定的に発生し、 長 模な発電事業に比べて当該費用の負担が過重となり、事業が軌道に乗るが	大規
を 透明なものとなる。 また 神災地では、浄波では民たなくしたは民の集団発転が計画され	Z +-
また、被災地では、津波で住居をなくした住民の集団移転が計画される。 必 と、土地利用の状況が大きく変化し、限られた土地を最大限に有効に活動した。 これが課題した。 これが知がまた。 これが課題した。 これが知がまた。 これが課題した。 これが知が知が知がまた。 これが知が知がまた。 これが知が知が知が知が知がまた。 これが知が知が知が知が知が知が知が知が知が知が知が知が知が知が知が知が知が知が知	用す
ることが課題となっており、この中で、住居に適さない地域の土地にソー要 ーパネルを設置するなど再生可能エネルギーを活用したエネルギー供給	-フ [業
に利用することが想定される。 このような、被災地における、再生可能エネルギーの導入を促進させ、	ら陰
す に用地が極めて限定的となる状況に鑑み、発電と土地活用を地域の課題。 て、当該地域の課題の解決を目指し、土地を有効活用した再生可能エネル	
る 一源を活用したエネルギーの供給に関する事業を普及するため、当該事業 の出資を促進することを目的として、所得控除を措置しようとするもの。	をへ
理理	
由	

	1	Τ	1
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	現在政策体系を策定中。
	合	政 策 の 達成目標	要望に係る対象事業者が復興特区法の対象区域全体で6社指 定され、当該事業により地域の課題の解決が図られる。
今	· 理 · 性	租税特別措 置の適用又 は延長期間	平成 28 年3月 31 日までに指定を受けた株式会社への出資に 適用される。
回 の		同上の期間 中の達成 目 標	要望に係る対象事業者が復興特区法の対象区域全体で6社指 定され、当該事業により地域の課題の解決が図られる。
要		政策目標の 達 成 状 況	地域の課題の解決のための事業を行う株式会社は未だ指定されていない。
望に	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	要望に係る対象事業者に出資する個人 240 者
関連	<b>対</b> 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本措置により、再生可能エネルギー源を活用した小規模な発電事業が普及し、地域の課題の解決に寄与することをもって、 復興基本方針に掲げる「災害に強い地域づくり」や「大震災の 教訓を踏まえた国づくり」の実現に寄与する。
す		当該要望項 目以外の税 制上の支援	農業資源に由来する再生可能エネルギー源を活用したエネル ギー供給に関する事業(復興特区法施行規則 1)
る		措 置	
事		予算上の 措置等の	
項	相	要求内容 及び金額	
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置の 妥 当 性	復興基本方針において促進することとされている再生可能エネルギーの導入を後押しするものであり、かつ、採算ベースに乗りにくい小規模の事業に特化して措置しようとするものである。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
	前回要望時 の達成目標	
	前回要望時からのでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	
これまでの 要 望 経 緯		